

議案第 93 号

東大阪市手数料条例の一部を改正する条例制定の件

東大阪市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 12 月 1 日提出

東大阪市長 野 田 義 和

東大阪市手数料条例の一部を改正する条例

東大阪市手数料条例（平成12年東大阪市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第111号の2中「第1条の2第1項第2号」を「第1条の8第1項第2号」に改め、同項第111号の3ア中「第1条の2第1項第1号」を「第1条の8第1項第1号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

東大阪市手数料条例新旧対照表

新	旧
<p>(手数料の種類等)</p> <p>第2条 手数料の種類及び金額は次のとおりとし、これらの手数料は当該手数料を徴収する事務に係る申請等の際、当該申請等を行う者から徴収する。ただし、市長は、必要があると認めるときは、後納させることができる。</p> <p>(1)～(111) (略)</p> <p>(111)の2 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「マンション管理適正化推進法」という。）第5条の13第1項の認定又はマンション管理適正化推進法第5条の16第1項の更新の申請に係る審査手数料 6,400円（長期修繕計画（マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号）<u>第1条の8第1項第2号</u>の長期修繕計画をいう。以下この号及び次号において同</p>	<p>(手数料の種類等)</p> <p>第2条 手数料の種類及び金額は次のとおりとし、これらの手数料は当該手数料を徴収する事務に係る申請等の際、当該申請等を行う者から徴収する。ただし、市長は、必要があると認めるときは、後納させることができる。</p> <p>(1)～(111) (略)</p> <p>(111)の2 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「マンション管理適正化推進法」という。）第5条の13第1項の認定又はマンション管理適正化推進法第5条の16第1項の更新の申請に係る審査手数料 6,400円（長期修繕計画（マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号）<u>第1条の2第1項第2号</u>の長期修繕計画をいう。以下この号及び次号において同</p>

じ。) の数が 2 以上 の場合は、6, 400 円に、長期修繕計画の数から 1 を減じた数に 3, 100 円を乗じて得た額を加算した額)

(111) の 3 マンション管理適正化推進法第 5 条の 17 第 1 項の変更の認定の申請に係る審査手数料 次のア又はイに掲げる変更の区分に応じ、当該ア又はイに定める額
ア 規約（マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第 1 条の 8 第 1 項第 1 号の規約をいう。以下この号において同じ。）に係るもの 4, 300 円（変更する規約の数が 2 以上 の場合は、4, 300 円に、変更する規約の数から 1 を減じた数に 3, 000 円を乗じて得た額を加算した額）

イ (略)

(111) の 4～(116) (略)

2 (略)

じ。) の数が 2 以上 の場合は、6, 400 円に、長期修繕計画の数から 1 を減じた数に 3, 100 円を乗じて得た額を加算した額)

(111) の 3 マンション管理適正化推進法第 5 条の 17 第 1 項の変更の認定の申請に係る審査手数料 次のア又はイに掲げる変更の区分に応じ、当該ア又はイに定める額
ア 規約（マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第 1 条の 2 第 1 項第 1 号の規約をいう。以下この号において同じ。）に係るもの 4, 300 円（変更する規約の数が 2 以上 の場合は、4, 300 円に、変更する規約の数から 1 を減じた数に 3, 000 円を乗じて得た額を加算した額）

イ (略)

(111) の 4～(116) (略)

2 (略)